

令和2年度医薬品価格調査（薬価調査）について

令和2年7月22日

第3章「新たな日常」の実現

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

（1）「新たな日常」に向けた社会保障の構築

① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

（柔軟かつ持続可能な医療提供体制の構築）

（略）累次の診療報酬上の特例的な対応や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による対策の効果を踏まえつつ、患者が安心して医療を受けられるよう、引き続き、医療機関・薬局の経営状況等も把握し、必要な対応を検討し、実施する。また、本年の薬価調査を踏まえて行う2021年度の薬価改定については、骨太方針2018等の内容に新型コロナウイルス感染症による影響も勘案して、十分に検討し、決定する。

「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針2018）」

(平成30年6月15日閣議決定)

「毎年薬価調査・毎年薬価改定に関しては、2019年度¹、2020年度²においては、全品目の薬価改定を行うとともに2021年度³における薬価改定の対象範囲について、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2020年中にこれらを総合的に勘案して、決定する。」

1 2019年度は、消費税率引上げが予定されている年度。

2 2020年度は、2年に1度の薬価改定が行われる年度。

3 2021年度は、最初の（毎年）薬価改定年度（2年に1度の薬価改定の間の年度）。

「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針2019）」

(令和元年6月21日閣議決定)

「イノベーションの推進を図ること等により、医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換するとともに、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、国民負担の軽減と医療の質の向上に取り組む。こうした観点から、前回の薬価改定で引き続き検討することとされた課題¹⁸²等について結論を得、着実に改革を推進する。また、医薬品開発の促進に資する薬事規制の合理化を進める。」

182 医薬品等の費用対効果評価における迅速で効率的な実施に向けた見直しや、その体制等を踏まえた実施範囲・規模の拡大、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価の是非、長期収載品の段階的な価格引き下げ開始までの期間の在り方、2021年度における薬価改定の具体的な対象範囲の2020年中の設定。

昨今、革新的かつ非常に高額な医薬品が登場しているが、こうした医薬品に対して、現在の薬価制度は柔軟に対応できておらず、国民負担や医療保険財政に与える影響が懸念されている。

「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立し、国民が恩恵を受ける「国民負担の軽減」と「医療の質の向上」を実現する観点から、薬価制度の抜本改革に向け、P D C Aを重視しつつ、以下のとおり取り組むものとする。

1. 薬価制度の抜本改革

- (1) 保険収載後の状況の変化に対応できるよう、効能追加等に伴う一定規模以上の市場拡大に速やかに対応するため、新薬収載の機会を最大限活用して、年4回薬価を見直す。
- (2) 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、**全品を対象に、毎年薬価調査を行い、その結果に基づき薬価改定を行う。**
そのため、現在2年に1回行われている薬価調査に加え、**その間の年においても、大手事業者等を対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目^(注)について薬価改定を行う。**
(注) 具体的内容について、来年中に結論を得る。
また、薬価調査に関し、調査結果の正確性や調査手法等について検証し、それらを踏まえて薬価調査自体の見直しを検討し、来年中に結論を得る。
- (3) 革新的新薬創出を促進するため、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度をゼロベースで抜本的に見直すこととし、これとあわせて、費用対効果の高い薬には薬価を引き上げることを含め費用対効果評価を本格的に導入すること等により、真に有効な医薬品を適切に見極めてイノベーションを評価し、研究開発投資の促進を図る。
なお、費用対効果評価を本格的に導入するため、専門的知見を踏まえるとともに、第三者的視点に立った組織・体制をはじめとするその実施のあり方を検討し、来年中に結論を得る。

2. 毎年薬価調査、毎年薬価改定

<薬価調査の対象範囲>

- 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、2年に1度の薬価改定の間（薬価改定年度）において、**全ての医薬品卸から、大手事業者を含め調査対象を抽出し、全品目の薬価調査を実施**することとし、その結果に基づき、薬価を改定する。

<対象品目の範囲>

- 対象品目の範囲については、平成33年度（2021年度）に向けて※、安定的な医薬品流通が確保されるよう、国が主導し、単品単価契約、早期妥結、一次売差マイナスの是正等を積極的に推進し、流通改善に取り組むことにより、薬価調査が適切に実施される環境整備を図りつつ、国民負担の軽減の観点から、できる限り広くすることが適当である。

*平成31年（2019年）は、消費税率の引上げが予定されており、全品目の薬価改定が行われるため、薬価改定年度の最初の年は平成33年度（2021年度）となる。

- 平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間継続して、全品目の薬価改定が行われることから、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、平成32年（2020年）中にこれらを総合的に勘案して、具体的な範囲を設定する。

（参考） 対象品目の範囲と医療費への影響（試算※）

ア) 平均乖離率2.0倍以上（約31百品目、全品目の約2割）	▲500～800億円程度
イ) 平均乖離率1.5倍以上（約50百品目、全品目の約3割）	▲750～1,100億円程度
ウ) 平均乖離率1.2倍以上（約66百品目、全品目の約4割）	▲1,200～1,800億円程度
エ) 平均乖離率1倍超（約81百品目、全品目の約5割）	▲1,900～2,900億円程度

※ これまでの2年分の価格乖離の1/2～3/4が薬価改定年度に発生するものと仮定して、27年度の薬価調査実績に基づき試算

1. 趣旨

薬価収載されている全ての医薬品について、保険医療機関及び保険薬局に対する一定率で抽出された医薬品卸売販売業者の営業所等の販売価格等並びに一定率で抽出された医療機関等での購入価格等を調査

2. 調査期間

令和2年度中の1か月間（9月分）の取引分を対象として調査を実施

3. 調査の対象及び客体数

（1）販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数から、層化無作為抽出法により3分の2の抽出率で抽出された営業所等を対象

客体数 約4,400客体

（2）購入サイド調査

① 病院の全数から、層化無作為抽出法により40分の1の抽出率で抽出された病院を対象

客体数 約210客体

② 診療所の全数から、層化無作為抽出法により400分の1の抽出率で抽出された診療所を対象

客体数 約260客体

③ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により120分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象

客体数 約500客体

4. 調査事項 ※価格は、調査実施時点で妥結しているもの

（1）販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

（2）購入サイド調査

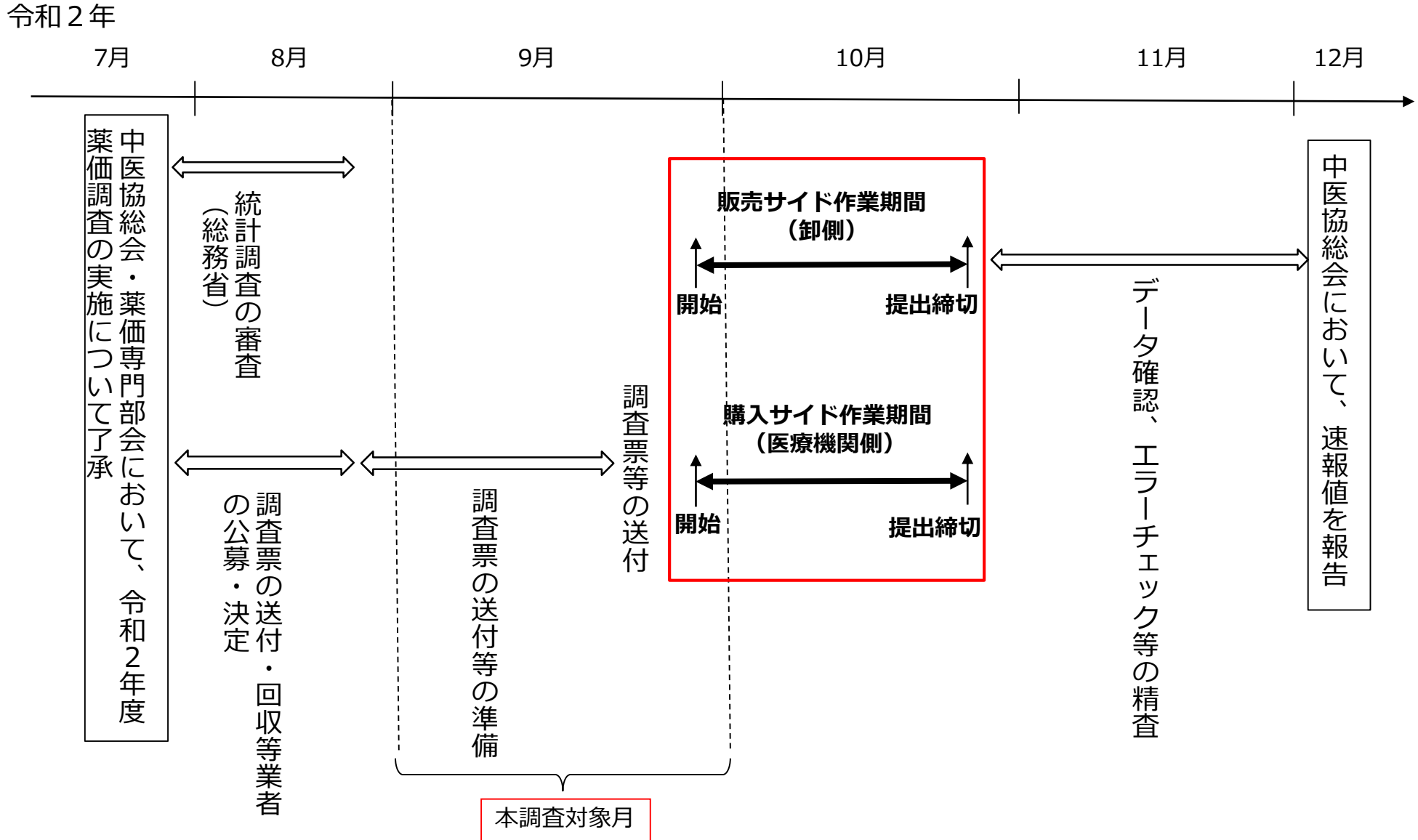
品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報（業者名、本店・営業所名）

5. 調査手法

厚生労働省から直接客体に調査票を配布・回収

※赤字は昨年の本調査からの変更箇所

(参考) 令和2年度 医薬品価格調査 (薬価調査) のスケジュール (イメージ)



(注) 医薬品価格調査は、統計法 (平成19年法律第53号) 第19条第1項に基づき、総務大臣の承認を得る必要がある一般統計調査

1 趣旨

薬価基準改正の基礎資料を得ることを目的として、薬価基準に記載されている全医薬品について、保険医療機関及び保険薬局に対する医薬品販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査

2 調査期間

令和元年度中の1か月間（9月分）の取引分を対象として調査を実施

3. 調査の対象及び客体数

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する営業所等の全数を対象

客体数 6,474客体（回収率87.1%）

(2) 購入サイド調査

① 病院の全数から、層化無作為抽出法により20分の1の抽出率で抽出された病院を対象

客体数 438客体（回収率71.7%）

② 診療所の全数から、層化無作為抽出法により200分の1の抽出率で抽出された診療所を対象

客体数 525客体（回収率75.2%）

③ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象

客体数 1,000客体（回収率80.9%）

4. 調査事項

(1) 販売サイド調査 品目ごとの販売価格、販売数量

(2) 購入サイド調査 品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の卸売販売業者情報（業者名、本店・営業所名）

5. 調査手法

厚生労働省から直接客体に調査票を配布・回収

参 考 資 料

【中医協での指摘等】

- 専門家たる中医協委員及び関係業界の意見を聞いた上で、今後の方針を議論するのが中医協の趣旨。現場の意見をしっかりと聞いた上で、薬価調査の実施をどうするか検討すべきではないか。
- 専門家として意見を取りまとめ、実施の可否を決める骨太の方針に反映されるようにすべきではないか。
- 新型コロナウイルス感染症により通常と異なる状況下にあるので、今回限りの特例的な薬価調査という形で検討していくべきではないか。
- 通常の医薬品流通と異なる状況にあることから、現在の状況では、販売側・購入側とも薬価調査を実施できるような環境にない。
- 緊急事態宣言の解除後、医薬品卸の状況も落ち着いてきているので、これから価格交渉を本格化していくことで、第2波が来なければ、調査時点では結果は得られるのではないか。
- 新型コロナウイルス感染症のため、見積書の提出もできていない。時間を要する単品単価交渉を行う期間が短いため、総価取引や部分妥結が大幅に増え、毎年改定的前提である医薬品の価値を踏まえた取引価格が得られない懸念がある。
- 今年度の調査や改定の実施可否は今後政府で判断されるとしても、薬価調査を行う準備は進めるべきではないか。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大やその防止に注力するため、通常と異なる勤務体系や業務負担が生じており、これ以上、薬価調査に伴う事務負担を現場に強いるべきではない。



- 今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえた医薬品流通の実情等を注意深く見つつ、薬価調査の実施の可否については引き続き検討することとしてはどうか。
- その上で、調査実施に向けた準備に必要な期間を考慮し、調査内容については、実施計画案(別添)を前提に、事務的な準備を進めることとしてはどうか。
- なお、令和4年度の間年における薬価調査の実施方法については、改めて検討することとしてはどうか。

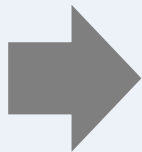
【中医協での指摘等】

- 購入側調査については、販売側調査で得られた数値の確認を目的に実施してきている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響下では、医療機関等の購入側調査の実施は難しいと考えられる。
- 購入側調査を極力実施しないという判断にするのであれば、例えば販売側調査の抽出率を50%以上に上げる等の工夫が必要ではないか。



- 現場の負担に配慮する観点から、昨年度調査の半分の規模（病院210客体程度、診療所260客体程度、保険薬局500客体程度）としてはどうか。

- 毎年改定に当たっては、2年に1度の薬価改定の間年度（薬価改定年度）において、全ての医薬品卸から、大手事業者を含め調査対象を抽出し、全品目の薬価調査を実施することとされている。
- 調査の実施に当たっては、販売側の負担軽減を図りつつ、一定の調査精度を確保できるよう、販売側調査の抽出率を設定する必要がある。
- 抽出率を50%（半分）以下とした場合、全数調査と比較したシミュレーションにおいて、2%以上誤差が生じる品目の割合は全体の1割を超える結果となった。また、抽出率の低下に応じて、把握できない品目数も増える結果となった。（⇒13ページ参照）



○抽出率については2/3（67%）と設定してはどうか。

○その場合でも全数調査との誤差が一定程度生じることから、過去の薬価調査結果等を参照するなど様々な角度から調査結果を確認し、必要に応じて個別精査するなどの対応を併せて行うこととしてはどうか。

○その他

【現状及び考え方】

- 地域医療機能推進機構（JCHO）が発注した医薬品入札に係る談合疑い事案については、現在、公正取引委員会で調査中である。
- 今年度の入札では一定の改善（⇒18ページ参照）が図られている。



- 事案の対象となっている卸業者とJCHOとの間の取引分については、念のため、今回の調査対象から外すこととしてはどうか。

販売側調査対象の抽出率の検討（全数調査と抽出調査の比較）

- ・ 抜本改革の骨子では「全ての医薬品卸から、大手事業者等を含め調査対象を抽出」としている。
- ・ 令和元年9月の調査結果を用いて、大手卸である日本医薬品卸売業連合会とその他の小規模卸を分けて抽出※し、全数調査の結果と比較した。その結果は以下のとおり。
- ・ なお、令和元年度本調査における平均乖離率 約8.0%に対して、抽出率30%の場合は約8.2%、抽出率40%及び50%の場合は約8.1%、抽出率2/3（67%）の場合は約8.0%となり、抽出率が低い場合には全数調査の結果と乖離が生じる。

※ 営業所ベースで、無作為に30%、40%、50%又は2/3（67%）で抽出。ただし、生薬などは特定業者しか取り扱っていないため、当該特定業者が必ず調査対象となるよう調整。

○全数調査と抽出調査の市場実勢価の誤差（⇒各場合の内訳は6～9ページ参照）

抽出率30%とした場合

全数調査と抽出調査の市場実勢価の誤差	品目数	全品目に占める割合	累積
0.25%未満	5,139	28.8%	28.8%
0.25%-0.5%未満	2,864	16.1%	44.9%
0.5%-1%未満	3,228	18.1%	63.0%
1%-2%未満	2,869	16.1%	79.1%
2%-5%未満	2,328	13.1%	92.1%
5%以上	1,035	5.8%	97.9%
把握できない品目	369	2.1%	100%
合計品目	17,832	100%	

抽出率40%とした場合

全数調査と抽出調査の市場実勢価の誤差	品目数	全品目に占める割合	累積
0.25%未満	5,964	33.4%	33.4%
0.25%-0.5%未満	3,244	18.2%	51.6%
0.5%-1%未満	3,164	17.7%	69.4%
1%-2%未満	2,587	14.5%	83.9%
2%-5%未満	1,873	10.5%	94.4%
5%以上	751	4.2%	98.6%
把握できない品目	249	1.4%	100%
合計品目	17,832	100%	

抽出率50%とした場合

全数調査と抽出調査の市場実勢価の誤差	品目数	全品目に占める割合	累積
0.25%未満	6,920	38.8%	38.8%
0.25%-0.5%未満	3,307	18.5%	57.4%
0.5%-1%未満	3,045	17.1%	74.4%
1%-2%未満	2,240	12.6%	87.0%
2%-5%未満	1,512	8.5%	95.5%
5%以上	622	3.5%	99.0%
把握できない品目	186	1.0%	100%
合計品目	17,832	100%	

抽出率2/3（67%）とした場合

全数調査と抽出調査の市場実勢価の誤差	品目数	全品目に占める割合	累積
0.25%未満	9,572	53.7%	53.7%
0.25%-0.5%未満	3,070	17.2%	70.9%
0.5%-1%未満	2,384	13.4%	84.3%
1%-2%未満	1,465	8.2%	92.5%
2%-5%未満	908	5.1%	97.6%
5%以上	361	2.0%	99.6%
把握できない品目	72	0.4%	100%
合計品目	17,832	100%	

(参考) 抽出率30%の場合の内訳

中医協 薬-1
2. 6. 17

中医協 薬-1
2. 5. 27

新薬、長期収載品、後発品別の構成比

全数調査と抽出調査の 市場実勢価の誤差	品目数		うち 新薬 品目数		うち 長期収載品 品目数		うち 後発品 品目数		うち その他品目 品目数	
0.25%未満	5,139	100%	1,101	21.4%	616	12.0%	1,857	36.1%	1,565	30.5%
0.25%-0.5%未満	2,864	100%	454	15.9%	444	15.5%	1,365	47.7%	601	21.0%
0.5%-1%未満	3,228	100%	370	11.5%	347	10.7%	1,919	59.4%	592	18.3%
1%-2%未満	2,869	100%	206	7.2%	186	6.5%	2,082	72.6%	395	13.8%
2%-5%未満	2,328	100%	92	4.0%	87	3.7%	1,831	78.7%	318	13.7%
5%以上	1,035	100%	13	1.3%	15	1.4%	829	80.1%	178	17.2%
把握できない品目	369	100%	38	10.3%	7	1.9%	183	49.6%	141	38.2%
合計品目	17,832	100%	2,274	12.8%	1,702	9.5%	10,066	56.4%	3,790	21.3%

誤差の範囲別の構成比

全数調査と抽出調査の 市場実勢価の誤差	品目数	全品目に占 める割合	うち 新薬 品目数	新薬全品目 に占める割 合	うち 長期収載品 品目数	長期収載品 全品目に占 める割合	うち 後発品 品目数	後発品全品 目に占める 割合	うち その他品目 品目数	その他品目全 品目に占める 割合
0.25%-0.5%未満	2,864	16.1%	454	20.0%	444	26.1%	1,365	13.6%	601	15.9%
0.5%-1%未満	3,228	18.1%	370	16.3%	347	20.4%	1,919	19.1%	592	15.6%
1%-2%未満	2,869	16.1%	206	9.1%	186	10.9%	2,082	20.7%	395	10.4%
2%-5%未満	2,328	13.1%	92	4.0%	87	5.1%	1,831	18.2%	318	8.4%
5%以上	1,035	5.8%	13	0.6%	15	0.9%	829	8.2%	178	4.7%
把握できない品目	369	2.1%	38	1.7%	7	0.4%	183	1.8%	141	3.7%
合計品目	17,832	100%	2,274	100%	1,702	100%	10,066	100%	3,790	100%

(参考) 抽出率40%の場合の内訳

中医協 薬-1 2. 6. 17	中医協 薬-1 2. 5. 27
---------------------	---------------------

新薬、長期収載品、後発品別の構成比

全数調査と抽出調査の 市場実勢価の誤差	品目数		うち 新薬 品目数		うち 長期収載品 品目数		うち 後発品 品目数		うち その他品目 品目数	
0.25%未満	5,964	100%	1,190	20.0%	653	10.9%	2,349	39.4%	1,772	29.7%
0.25%-0.5%未満	3,244	100%	505	15.6%	504	15.5%	1,587	48.9%	648	20.0%
0.5%-1%未満	3,164	100%	317	10.0%	323	10.2%	1,995	63.1%	529	16.7%
1%-2%未満	2,587	100%	160	6.2%	146	5.6%	1,941	75.0%	340	13.1%
2%-5%未満	1,873	100%	65	3.5%	65	3.5%	1,474	78.7%	269	14.4%
5%以上	751	100%	9	1.2%	7	0.9%	605	80.6%	130	17.3%
把握できない品目	249	100%	28	11.2%	4	1.6%	115	46.2%	102	41.0%
合計品目	17,832	100%	2,274	12.8%	1,702	9.5%	10,066	56.4%	3,790	21.3%

誤差の範囲別の構成比

全数調査と抽出調査の 市場実勢価の誤差	品目数	全品目に占 める割合	うち 新薬 品目数	新薬全品目 に占める割 合	うち 長期収載品 品目数	長期収載品 全品目に占 める割合	うち 後発品 品目数	後発品全品 目に占める 割合	うち その他品目 品目数	その他品目全 品目に占める 割合
0.25%未満	5,964	33.4%	1,190	52.3%	653	38.4%	2,349	23.3%	1,772	46.8%
0.25%-0.5%未満	3,244	18.2%	505	22.2%	504	29.6%	1,587	15.8%	648	17.1%
0.5%-1%未満	3,164	17.7%	317	13.9%	323	19.0%	1,995	19.8%	529	14.0%
1%-2%未満	2,587	14.5%	160	7.0%	146	8.6%	1,941	19.3%	340	9.0%
2%-5%未満	1,873	10.5%	65	2.9%	65	3.8%	1,474	14.6%	269	7.1%
5%以上	751	4.2%	9	0.4%	7	0.4%	605	6.0%	130	3.4%
把握できない品目	249	1.4%	28	1.2%	4	0.2%	115	1.1%	102	2.7%
合計品目	17,832	100%	2,274	100%	1,702	100%	10,066	100%	3,790	100%

(参考) 抽出率50%の場合の内訳

中医協 薬-1 2. 6. 17	中医協 薬-1 2. 5. 27
---------------------	---------------------

新薬、長期収載品、後発品別の構成比

全数調査と抽出調査の 市場実勢価の誤差	品目数		うち 新薬 品目数		うち 長期収載品 品目数		うち 後発品 品目数		うち その他品目 品目数	
	品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合
0.25%未満	6,920	100%	1,369	19.8%	772	11.2%	2,746	39.7%	2,033	29.4%
0.25%-0.5%未満	3,307	100%	484	14.6%	490	14.8%	1,728	52.3%	605	18.3%
0.5%-1%未満	3,045	100%	243	8.0%	284	9.3%	2,051	67.4%	467	15.3%
1%-2%未満	2,240	100%	117	5.2%	107	4.8%	1,722	76.9%	294	13.1%
2%-5%未満	1,512	100%	37	2.4%	41	2.7%	1,228	81.2%	206	13.6%
5%以上	622	100%	8	1.3%	5	0.8%	507	81.5%	102	16.4%
把握できない品目	186	100%	16	8.6%	3	1.6%	84	45.2%	83	44.6%
合計品目	17,832	100%	2,274	12.8%	1,702	9.5%	10,066	56.4%	3,790	21.3%

誤差の範囲別の構成比

全数調査と抽出調査の 市場実勢価の誤差	品目数	全品目に占 める割合	うち 新薬 品目数	新薬全品目 に占める割 合	うち 長期収載品 品目数	長期収載品 全品目に占 める割合	うち 後発品 品目数	後発品全品 目に占める 割合	うち その他品目 品目数	その他品目全 品目に占める 割合
0.25%-0.5%未満	3,307	18.5%	484	21.3%	490	28.8%	1,728	17.2%	605	16.0%
0.5%-1%未満	3,045	17.1%	243	10.7%	284	16.7%	2,051	20.4%	467	12.3%
1%-2%未満	2,240	12.6%	117	5.1%	107	6.3%	1,722	17.1%	294	7.8%
2%-5%未満	1,512	8.5%	37	1.6%	41	2.4%	1,228	12.2%	206	5.4%
5%以上	622	3.5%	8	0.4%	5	0.3%	507	5.0%	102	2.7%
把握できない品目	186	1.0%	16	0.7%	3	0.2%	84	0.8%	83	2.2%
合計品目	17,832	100%	2,274	100%	1,702	100%	10,066	100%	3,790	100%

(参考) 抽出率67%の場合の内訳

中医協 薬-1 2. 6. 17	中医協 薬-1 2. 5. 27
---------------------	---------------------

新薬、長期収載品、後発品別の構成比

全数調査と抽出調査の 市場実勢価の誤差	品目数		うち 新薬 品目数		うち 長期収載品 品目数		うち 後発品 品目数		うち その他品目 品目数	
0.25%未満	9,572	100%	1,766	18.4%	1,194	12.5%	3,997	41.8%	2,615	27.3%
0.25%-0.5%未満	3,070	100%	293	9.5%	313	10.2%	1,984	64.6%	480	15.6%
0.5%-1%未満	2,384	100%	133	5.6%	136	5.7%	1,814	76.1%	301	12.6%
1%-2%未満	1,465	100%	48	3.3%	41	2.8%	1,182	80.7%	194	13.2%
2%-5%未満	908	100%	23	2.5%	18	2.0%	747	82.3%	120	13.2%
5%以上	361	100%	2	0.6%	0	0.0%	298	82.5%	61	16.9%
把握できない品目	72	100%	9	12.5%	0	0.0%	44	61.1%	19	26.4%
合計品目	17,832	100%	2,274	12.8%	1,702	9.5%	10,066	56.4%	3,790	21.3%

誤差の範囲別の構成比

全数調査と抽出調査の 市場実勢価の誤差	品目数	全品目に占 める割合	うち 新薬 品目数	新薬全品目 に占める割 合	うち 長期収載品 品目数	長期収載品 全品目に占 める割合	うち 後発品 品目数	後発品全品 目に占める 割合	うち その他品目 品目数	その他品目全 品目に占める 割合
0.25%-0.5%未満	3,070	17.2%	293	12.9%	313	18.4%	1,984	19.7%	480	12.7%
0.5%-1%未満	2,384	13.4%	133	5.8%	136	8.0%	1,814	18.0%	301	7.9%
1%-2%未満	1,465	8.2%	48	2.1%	41	2.4%	1,182	11.7%	194	5.1%
2%-5%未満	908	5.1%	23	1.0%	18	1.1%	747	7.4%	120	3.2%
5%以上	361	2.0%	2	0.1%	0	0.0%	298	3.0%	61	1.6%
把握できない品目	72	0.4%	9	0.4%	0	0.0%	44	0.4%	19	0.5%
合計品目	17,832	100%	2,274	100%	1,702	100%	10,066	100%	3,790	100%

地域医療機能推進機構（JCHO）において、調達における公正性・競争性を高めるため、入札に地場卸業者も参加可能となるよう、以下のような調達手続の改善が図られている。

○前回の調達方法

- ・ 地域医療機能推進機構（JCHO）本部において、全国57病院分まとめて共同入札を実施
- ・ 契約期間は、平成30年7月～令和2年6月の2年間
- ・ 落札者は、大手卸業者4社



○今回の調達方法（予定）

- ・ 地域医療機能推進機構（JCHO）の各病院（57病院）において、それぞれ入札を実施（4月に入札公告）
- ・ 契約期間は、令和2年7月～令和3年6月の1年間（今回は試行として契約期間1年間で実施）
- ・ 落札者は、地場卸業者も含めた複数業者を想定（5月に開札予定）